

火災から 命を守るために

避難行動を
動画で確認



この指針は、京都市消防局が令和元年に発生したアニメーション制作会社での火災を受けて、どうすれば「命を守れるか」を第一に考え作成したものです。

令和3年12月17日、大阪市北区のビル火災において、死者25人、負傷者3人を出す大きな被害が発生しました。この火災は、令和元年に36人が犠牲となった京都市のアニメーション制作会社で発生した火災と同様、ガソリンを使用して放火したとの報道がされています。また、令和3年3月には、徳島市の雑居ビルでも、音楽ライブを狙った同様の手口の火災が発生したところです。

もしもの火災に備えて、日ごろから「何ができるか」を皆さんで話し合っておきましょう。



指針1

○何らかの異常を感じたら最悪の事態を想定して、即行動を起こし、早く避難してください。



指針2

○階段室の扉を閉鎖するなど、安全な避難経路を確保し、冷静な避難行動を心掛けましょう。



指針3

○階段で逃げられないことも想定し、避難器具（はしご等）を使用して窓・ベランダ等から避難してください。



指針4

○煙から逃れ、一時避難場所（扉等で区画され、外気に面した窓がある部屋）を確保し、消防の救助を待ってください。



指針5

○危機的状況下での対処法を習得しておきましょう。



指針6

○避難後は決して戻らず、命を守る行動をしてください。



指針7

○放火等を防止するため、防犯対策も徹底してください。

安心あふれるまち「とくしま」

徳島市消防局

(お問い合わせ) 予防課 088-656-1193

TOKUSHIMA CITY FIRE DEPT.

防火管理は、ビル関係者の責務です

不特定多数の方が使用する**階段が1つしかない**ビルは、火災発生時の人命危険が著しく高く、日常の防火管理が非常に重要です。

特に、**避難経路となる階段や階段室への炎や煙の侵入を防止する防火戸**、**火災発生時に消火、警報、避難に使用される消防設備の維持管理**は利用者の命を守るために必要不可欠であり、これらは**ビル関係者の責務**とされています。

	チェック項目	該当○×
①	防火管理者を選任し消防計画を作成していますか？	
②	1年に1回、消防用設備等の点検を実施し、消防署に報告していますか？	
③	1年に1回、防火対象物の点検を実施し、消防署に報告していますか？	
④	1年に2回以上、消防（消火・通報）訓練を実施していますか？	
⑤	階段や通路、防火戸前に物品を置いていませんか？	
⑥	防災物品を使用していますか？	

①防火管理体制を確認しましょう

・防火管理者は消防計画を再度確認し、現状に合わせた防火管理体制を整えてください。

防火管理者は利用者の命を守るために**必要不可欠**です。

②消防用設備等を点検しましょう

・消防用設備等は定期的に点検を実施し、1年に1回消防署へ報告してください。

有事の際に消火器や自動火災報知設備等が使用できる状態になっていなければ**大変危険**です。

③防火対象物の点検を

実施しましょう

・防火対象物点検を定期に実施し、1年に1回消防署へ報告してください。

防火管理に関する状況を普段から意識しておくことが**重要**です。

④消防訓練を実施しましょう

・1年に2回以上、消火及び避難訓練を実施してください。

もしもの時に備えて、落ち着いた行動をとれるように、普段から訓練しておくことが**重要**です。

⑤避難経路を確保しましょう

・避難の支障になるため、階段や廊下には物品を置かないでください。

・防火戸等の閉鎖障害がないようにしてください。

逃げ遅れの原因となり**大変危険**です。

⑥防災物品を使用しましょう

・じゅうたん、カーテン等は防災物品を使用してください。

火災の拡大を遅らせることができ、逃げ遅れる前に避難することが**重要**です。

※チェック項目について不明な場合は徳島市消防局予防課までお問い合わせください。